

公 示

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休廃止について	・・・ 2
一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金(福祉輸送サービス)変更認可申請事案	・・・ 11
一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金(定額運賃)設定認可申請事案	・・・ 12
一般乗用旅客自動車運送事業者に対する道路運送法第40条の規定に基づく事業の停止処分事案	・・・ 16

公 示

25C09号

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止に関する届出があったので、道路運送法第15条の2第2項及び道路運送法施行規則第15条の6の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和7年10月23日

関東運輸局長 藤 田 礼 子

1. 届出の内容等

事案の件名	一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止
事案番号	25C09
届出を行った一般乗合 旅客自動車運送事業者名	メートー観光 株式会社
対象となる路線	事案番号 25C09-1 埼玉県三郷市半田1193番地先 埼玉県三郷市半田1193番地先 0.16キロ 事案番号 25C09-2 埼玉県三郷市半田1193番地先 埼玉県三郷市彦成1103番地先 0.22キロ 事案番号 25C09-3 埼玉県三郷市采女1丁目240番地先 埼玉県三郷市彦成4丁目1番地先 0.61キロ 事案番号 25C09-4 埼玉県三郷市彦成4丁目24番地先 埼玉県三郷市彦成4丁目24番地先 0.22キロ 事案番号 25C09-5 埼玉県三郷市彦成3丁目341番地先 埼玉県三郷市彦成3丁目254番地先 0.3キロ 事案番号 25C09-6 埼玉県三郷市彦成3丁目253番地先 埼玉県三郷市彦成3丁目351番地先 0.62キロ 事案番号 25C09-7 埼玉県三郷市彦成2丁目201番地先 埼玉県三郷市彦成2丁目102番地先 0.38キロ 事案番号 25C09-8 埼玉県三郷市彦成1丁目188番地先 埼玉県三郷市彦成1丁目168番地先 0.16キロ

事案番号 25C09-9

埼玉県三郷市彦成1丁目399番地先

埼玉県三郷市彦成1丁目64番地先

0.20キ口

事案番号 25C09-10

埼玉県三郷市彦成1丁目125番地先

埼玉県三郷市彦成1丁目123番地先

0.05キ口

事案番号 25C09-11

埼玉県三郷市彦成1丁目122番地先

埼玉県三郷市彦成1丁目90番地先

0.43キ口

事案番号 25C09-12

埼玉県三郷市彦糸1丁目64番地先

埼玉県三郷市彦糸1丁目61番地先

0.07キ口

事案番号 25C09-13

埼玉県三郷市彦糸1丁目61番地先

埼玉県三郷市彦糸1丁目8番地先

0.19キ口

事案番号 25C09-14

埼玉県吉川市道庭1丁目13-1先

埼玉県吉川市道庭1丁目15-1先

0.15キ口

事案番号 25C09-15

埼玉県吉川市道庭1丁目15-1先

埼玉県吉川市道庭1丁目15-3先

0.02キ口

事案番号 25C09-16

埼玉県吉川市道庭1丁目15-3先

埼玉県吉川市道庭1丁目12-1先

0.15キ口

事案番号 25C09-17

埼玉県吉川市道庭1丁目12-1先

埼玉県吉川市道庭1丁目8-3先

0.19キ口

事案番号 25C09-18

埼玉県吉川市中曽根1丁目27-18先

埼玉県吉川市中曽根1丁目30-1先

0.14キ口

事案番号 25C09-19

埼玉県吉川市中曽根1丁目30-1先

埼玉県吉川市中曽根1丁目15-5先

0.28キ口

事案番号 25C09-20

埼玉県吉川市中曽根1丁目15-5先

埼玉県吉川市中曽根1丁目13-5先

0.31キ口

事案番号 25C09-21

埼玉県吉川市中曽根1丁目10-1先

埼玉県吉川市高久1丁目27-3先

0.25キ口

事案番号 25C09-22

埼玉県吉川市高久1丁目27-3先

埼玉県吉川市高久1丁目27-11先

0.11キ口

事案番号 25C09-23

埼玉県吉川市高久1丁目25-1先

埼玉県吉川市高富2丁目28-2先

0.33キ口

事案番号 25C09-24

埼玉県吉川市高富1丁目26-1先

埼玉県吉川市木売2丁目7-5先

0.62キ口

事案番号 25C09-25

埼玉県吉川市木売2丁目7-5先

埼玉県吉川市木売2丁目6-4先

0.07キ口

事案番号 25C09-26

埼玉県吉川市木売2丁目31番地先

埼玉県吉川市木売2丁目31番地先

0.04キ口

事案番号 25C09-27

埼玉県吉川市高富1丁目6-1先

埼玉県吉川市高富1丁目5-11先

0.17キロ

事案番号 25C09-28

埼玉県吉川市高富1丁目5-11先

埼玉県吉川市道庭2丁目10-1先

1.07キロ

事案番号 25C09-29

埼玉県三郷市彦糸1丁目210-2先

埼玉県三郷市彦成2丁目101先

0.99キロ

事案番号 25C09-30

埼玉県三郷市彦成2丁目201-2先

埼玉県三郷市天神1丁目234-1先

0.83キロ

事案番号 25C09-31

埼玉県三郷市天神1丁目234-1先

埼玉県三郷市ピアラシティ2丁目3-103番地先

0.65キロ

事案番号 25C09-32

埼玉県三郷市ピアラシティ2丁目3-103番地先

埼玉県三郷市泉1丁目13-19先

0.27キロ

事案番号 25C09-33

埼玉県三郷市泉1丁目13-19先

埼玉県三郷市ピアラシティ1丁目2-1先

0.25キロ

事案番号 25C09-34

埼玉県三郷市ピアラシティ1丁目2-1先

埼玉県三郷市ピアラシティ1丁目1-140先

0.32キロ

事案番号 25C09-35

埼玉県三郷市ピアラシティ1丁目1-140先

埼玉県三郷市泉3丁目3-25先

0.19キロ

事案番号 25C09-36

埼玉県三郷市泉3丁目3-25先

埼玉県三郷市泉3丁目8-1先

0.21キロ

事案番号 25C09-37

埼玉県三郷市泉3丁目8-1先

埼玉県三郷市上口2丁目4-1先

0.32キロ

事案番号 25C09-38

埼玉県三郷市上口2丁目4-1先

埼玉県三郷市彦沢2丁目25-1先

0.61キロ

事案番号 25C09-39

埼玉県三郷市彦沢2丁目25-1先

埼玉県三郷市インター南2丁目1-28先

0.09キロ

事案番号 25C09-40

埼玉県三郷市インター南2丁目1-28先

埼玉県三郷市インター南2丁目1-1先

0.1キロ

事案番号 25C09-41

埼玉県三郷市インター南2丁目1-1先

埼玉県三郷市インター南1丁目7-9先

0.72キロ

事案番号 25C09-42

埼玉県三郷市インター南1丁目7-9先

埼玉県三郷市インター南1丁目5-34先

0.32キロ

事案番号 25C09-43

埼玉県三郷市インター南1丁目5-34先

埼玉県三郷市花和田600先

0.78キロ

事案番号 25C09-44

埼玉県三郷市花和田600先

埼玉県三郷市中央5丁目31-19先

0.8キロ

事案番号 25C09-45

埼玉県三郷市中央5丁目31-19先

埼玉県三郷市中央3丁目4-12先

0.18キ口

事案番号 25C09-46

埼玉県三郷市中央3丁目4-12先

埼玉県三郷市中央1丁目10-1先

0.21キ口

事案番号 25C09-47

埼玉県三郷市中央1丁目10-1先

埼玉県三郷市中央1丁目7-2先

0.28キ口

事案番号 25C09-48

埼玉県三郷市中央1丁目7-2先

埼玉県三郷市中央1丁目7-2先

0.11キ口

事案番号 25C09-49

埼玉県吉川市高富1丁目6-1先

埼玉県吉川市高富1丁目10-6先

0.11キ口

事案番号 25C09-50

埼玉県吉川市高富1丁目10-6先

埼玉県吉川市中曽根1丁目15-5先

1.25キ口

事案番号 25C09-51

埼玉県吉川市中曽根1丁目7-11先

埼玉県吉川市中曽根2丁目12-7先

0.21キ口

事案番号 25C09-52

埼玉県吉川市中曽根2丁目12-7先

埼玉県吉川市美南2丁目13-22先

0.99キ口

事案番号 25C09-53

埼玉県吉川市美南2丁目13-22先

埼玉県吉川市美南2丁目24-1先

0.16キ口

事案番号 25C09-54

埼玉県吉川市美南2丁目24-1先

埼玉県吉川市美南2丁目24-1先

0.04キ口

事案番号 25C09-55

埼玉県三郷市彦糸2丁目202-1先

埼玉県三郷市彦成3丁目11-13先

0.9キ口

事案番号 25C09-56

埼玉県三郷市彦成3丁目11-13先

埼玉県三郷市彦成3丁目11-19先

0.09キ口

事案番号 25C09-57

埼玉県三郷市彦成3丁目11-19先

埼玉県三郷市彦成3丁目11-21先

0.27キ口

事案番号 25C09-58

埼玉県三郷市彦成3丁目11-21先

埼玉県三郷市彦成3丁目13-17先

0.44キ口

事案番号 25C09-59

埼玉県三郷市彦成3丁目13-17先

埼玉県三郷市彦成3丁目13-4先

0.25キ口

事案番号 25C09-60

埼玉県三郷市彦成1103番地先

埼玉県三郷市彦成4丁目1-19先

キ口 0.47

事案番号 25C09-61

埼玉県三郷市彦成4丁目1-19先

埼玉県三郷市彦成4丁目1-1先

0.18キ口

事案番号 25C09-62

埼玉県三郷市彦成4丁目1-1先

埼玉県三郷市彦成4丁目3-18先

0.84キ口

廃止の予定日	令和 8 年 4 月 1 日
廃止を必要とする理由	コロナ禍以降の利用者の減少に加え、運転士が不足し、運行の継続が困難であり、経営も圧迫しているため。

2. 意見の聴取について

本事案に関して、道路運送法第 15 条の 2 第 2 項の規定による意見の聴取を行いますので、本事案に利害関係を有し、意見の聴取を受けようとする者は、この公示の日から 10 日以内に、次の①～④の事項を記載した意見聴取申請書を関東運輸局自動車交通部旅客第一課又は埼玉運輸支局輸送担当まで提出して下さい。（郵送による場合には、期限当日の消印のあるものは有効とします。）

- ① 意見の聴取を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ② 事案の件名及び事案番号
- ③ 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- ④ 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

意見聴取の日時及び場所については、利害関係を有すると認められた者に対して、実施予定日の 10 日前までに別途通知します。

（参 考）

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休廃止については、道路運送法第 15 条の 2 第 1 項の規定により、実施予定日の 6 ヶ月前までに届け出ることで実施可能となっています。この意見の聴取は、本事案に係る廃止を行った場合における旅客利便の確保についての意見を聴取し、同条第 3 項及び第 4 項に基づく廃止の実施日の繰り上げが可能かどうかを判断するために行うものです。

意見聴取において届出を行った事業者が繰り上げを希望し、かつ、他の利害関係人から特段の意見のなかった場合などにおいて、旅客の利便を阻害しないと認められるときには、繰り上げを行うことがあります。

公 示

◎旅客自動車運送事業の運賃及び料金変更認可申請事案

道路運送法施行規則第55条の規定により次のとおり公示する。

なお、本件について意見の聴取の申請をしようとするときは公示の日から10日以内に次に掲げる事項を記載した申請書を当該運輸支局経由関東運輸局長あて提出されたい。

- 1 申請者の氏名又は名称及び住所
- 2 事案の件名及びその番号
- 3 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- 4 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

令和7年10月23日 関東運輸局長 藤田 礼子

○一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金(福祉輸送サービス)変更認可申請事案

番号 申請者 事案の概要(1. 申請年月日 2. 運賃適用地域名 3. 申請概要)

25B28号 紺野 和宏

1. 令和7年8月13日
2. 千葉地区(旧千葉県A地区)
3. 運賃及び料金(福祉輸送サービス)変更認可申請の概要

下記の距離制運賃について、初乗距離を2kmに換算する。

(ア) 特定大型車 B運賃

公 示

◎旅客自動車運送事業の運賃及び料金設定認可申請事案

道路運送法施行規則第55条の規定により次のとおり公示する。

なお、本件について意見の聴取の申請をしようとするときは公示の日から10日以内に次に掲げる事項を記載した申請書を当該運輸支局経由関東運輸局長あて提出されたい。

- 1 申請者の氏名又は名称及び住所
- 2 事案の件名及びその番号
- 3 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- 4 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

令和7年10月23日 関東運輸局長 藤田 礼子

○一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金(定額運賃)設定認可申請事案

番号 申請者 事案の概要(1. 申請年月日 2. 運賃適用地域名 3. 申請概要)

25B29号 大多喜タクシー 株式会社

1. 令和7年8月19日
2. 千葉地区(旧千葉県B地区)
3. 運賃及び料金(定額運賃)設定認可申請の概要

以下(別紙)のとおり

1. 運賃の種類

(1)平成14年1月17日付けで関東運輸局長が公示した「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃

及び料金に関する制度について」記1. (1). ハ. ①に定める定額運賃

(2)定額運賃適用施設は、東京国際空港とし、一定エリアについては以下に定めるゾーンとする

2. 定額運賃を適用するゾーン、距離及び最短経路

ゾーン名	適用地域	最短経路	距離
大多喜町	夷隅郡大多喜町全域	大多喜街道～市原鶴舞IC～木更津JCT～川崎浮島JCT～空港中央IC～東京国際空港 (第1ターミナル)	56.8km

3. 定額運賃の額等

(1)算出の基礎となる距離制運賃等

①距離制	特定大型車	初乗運賃	1. 155Kmまで	560円
		加算運賃	218mまでを増すごとに	100円
	大 型 車	初乗運賃	1. 155Kmまで	530円
		加算運賃	230mまでを増すごとに	100円
	普 通 車	初乗運賃	1. 155Kmまで	500円
		加算運賃	244mまでを増すごとに	100円
② 深夜早朝割増	22時から5時まで			2割増
③ 障害者割引又は運転免許返納者割引				1割引

(2)定額運賃の額

ゾーン名	車種区分	定 額 運 賃 (円)	深夜早朝割増 適用運賃(円)	障害者割引及び 運転免許返納者割引 適用運賃(円)	深夜早朝割増・ 障害者割引及び 運転免許返納者割引 適用運賃(円)
大多喜町	特定大型車	26,100	31,260	23,490	28,130
	大型車	24,700	29,630	22,230	26,660
	普通車	23,400	27,900	21,060	25,110

4. 適用方法

- (1) 車種区分は、現に認可を受けている運賃の車種区分による。
- (2) 有料道路利用料、駐車料、その他旅客から特別な負担を求められた場合の実費は旅客の負担とする。
- (3) 定額運賃は、予め営業所又は無線基地局において、旅客との間に定額運賃によることを特約した場合に適用する。
- (4) 運行の中止等の場合の措置として、運賃メーター器を併用することとし、運送の最初から運賃メーター器を通常の距離制運賃(時間距離併用制運賃を含む。)の運送におけるものと同様に操作する。
- (5) 運送の途中において、旅客の都合により運送を中断する場合、又は、本認可による定額運賃の目的地以外の場所に目的地を変更するような場合、若しくは、旅客の都合により申込み時に予定した運送経路以外を経由した運送に変更するような場合であって、当該変更経路が本認可による定額運賃の目的地と大きくかけ離れる場合の運賃の収受は運賃メーター器の表示額によることとする。
- (6) 深夜早朝割増は、運送の開始から終了までの時間が深夜早朝時間帯(午後10時～午前5時)の中にすべて含まれる場合に適用する。
- (7) 障害者割引又は運転免許返納者割引の対象者は、現に認可を受けている障害者割引割引及び運転免許返納者割引の適用方による。
- (8) 障害者割引及び運転免許返納者割引の両方に該当する場合は、いずれか高い割引率を適用し、割引の重複はしないものとする。

公 示

◎旅客自動車運送事業の運賃及び料金設定認可申請事案

道路運送法施行規則第55条の規定により次のとおり公示する。

なお、本件について意見の聴取の申請をしようとするときは公示の日から10日以内に次に掲げる事項を記載した申請書を当該運輸支局経由関東運輸局長あて提出されたい。

- 1 申請者の氏名又は名称及び住所
- 2 事案の件名及びその番号
- 3 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- 4 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

令和7年10月23日 関東運輸局長 藤田 礼子

○一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金(定額運賃)設定認可申請事案

番号 申請者 事案の概要(1. 申請年月日 2. 運賃適用地域名 3. 申請概要)

25B30号 大多喜タクシー 株式会社

1. 令和7年8月19日
2. 千葉地区(旧千葉県B地区)
3. 運賃及び料金(定額運賃)設定認可申請の概要

以下(別紙)のとおり

1. 運賃の種類

- (1)平成14年1月17日付けで関東運輸局長が公示した「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」記1. (1). ハ. ①に定める定額運賃
- (2)定額運賃適用施設は成田国際空港とし、一定エリアについては以下に定めるゾーンとする

2. 定額運賃を適用するゾーン、距離及び最短経路

ゾーン名	適用地域	最短経路	距離
大多喜町	夷隅郡大多喜町全域	大多喜町県道27号～茂原長南IC～東金JCT～松尾横芝IC～成田国際空港(第1ターミナル)	64.1km

3. 定額運賃の額等

(1)算出の基礎となる距離制運賃等

①距離制	特定大型車	初乗運賃	1. 155Kmまで	560円
		加算運賃	218mまでを増すごとに	100円
	大 型 車	初乗運賃	1. 155Kmまで	530円
		加算運賃	230mまでを増すごとに	100円
	普 通 車	初乗運賃	1. 155Kmまで	500円
		加算運賃	244mまでを増すごとに	100円
② 深夜早朝割増	22時から5時まで			2割増
③ 障害者割引又は運転免許返納者割引				1割引

(2)定額運賃の額

ゾーン名	車種区分	定 額 運 賃 (円)	深夜早朝割増 適用運賃(円)	障害者割引及び 運転免許返納者割引 適用運賃(円)	深夜早朝割増・ 障害者割引及び 運転免許返納者割引 適用運賃(円)
大多喜町	特定大型車	29,400	35,260	26,460	31,730
	大型車	27,900	33,430	25,110	30,080
	普通車	26,300	31,500	23,670	28,350

4. 適用方法

- (1) 車種区分は、現に認可を受けている運賃の車種区分による。
- (2) 有料道路利用料、駐車料、その他旅客から特別な負担を求められた場合の実費は旅客の負担とする。
- (3) 定額運賃は、予め営業所又は無線基地局において、旅客との間に定額運賃によることを特約した場合に適用する。
- (4) 運行の中止等の場合の措置として、運賃メーター器を併用することとし、運送の最初から運賃メーター器を通常の距離制運賃(時間距離併用制運賃を含む。)の運送におけるものと同様に操作する。
- (5) 運送の途中において、旅客の都合により運送を中断する場合、又は、本認可による定額運賃の目的地以外の場所に目的地を変更するような場合、若しくは、旅客の都合により申込み時に予定した運送経路以外を経由した運送に変更するような場合であって、当該変更経路が本認可による定額運賃の目的地と大きくかけ離れる場合の運賃の収受は運賃メーター器の表示額によることとする。
- (6) 深夜早朝割増は、運送の開始から終了までの時間が深夜早朝時間帯(午後10時～午前5時)の中にすべて含まれる場合に適用する。
- (7) 障害者割引又は運転免許返納者割引の対象者は、現に認可を受けている障害者割引割引及び運転免許返納者割引の適用方による。
- (8) 障害者割引及び運転免許返納者割引の両方に該当する場合は、いずれか高い割引率を適用し、割引の重複はしないものとする。

公 示

◎一般乗用旅客自動車運送事業者に対する道路運送法第40条の規定に基づく事業の停止処分事案

道路運送法施行規則第60条の2の規定により下記のとおり公示する。

なお、当該事案の処分について利害関係を有する者で、当該聴聞に参加しようとするときは、当該聴聞の期日の7日前までに次に掲げる事項を記載した書面を東京運輸支局長を経由して関東運輸局長あて提出されたい。

1. 参加しようとする者の氏名及び住所
2. 事案の件名及びその番号
3. 当該事案について利害関係を有することの疎明

令和7年10月21日 関東運輸局長 藤田 礼子

記

事案番号 25F01

1. 事業者の氏名及び住所

鳳自動車 株式会社

東京都葛飾区西水元5-13-14

2. 予定される処分内容

道路運送法第27条第3項等の規定違反による道路運送法第40条の規定に基づく事業の停止処分

3. 聴聞の期日

令和7年12月10日 午後1時30分

4. 聴聞の場所

神奈川県横浜市中区北仲通5-57

横浜第二合同庁舎18階

関東運輸局自動車監査指導部

電話045(211)7271